## 自己資本の充実の状況(単体・自己資本の構成に関する開示事項)

### 北九州銀行(単体)

平成25年度中間期 (単位:百万円・%)

平成25年度中間	in in the control of		(単位:白万円・%)
	項目		平成25年度中間期
基本的項目	資本金		10,000
	うち非累積的永久優先株	<u> </u>	_
	新株式申込証拠金		_
	資本準備金		_
	その他資本剰余金		-
	利益準備金		_
	その他利益剰余金		61,454
	その他		_
	自己株式(△)		_
	自己株式申込証拠金		_
	社外流出予定額(△)		
	- (エフバルは) ア た 記 ( ) 一		
	また。	-	
	対対な アルソ作   営業権相当額(△)		
	- 古来権行当時(△) のれん相当額(△)	-	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)		
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)		
	※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)		71,454
	※繰延税金資産の控除金額(△)		
	<u> </u>	(A)	71,454
	うち自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの	(H)	
1	うち自己資本比率告示第40条第3項に掲げるもの		_
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		5,078
	一般貸倒引当金(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するもの)		4,632
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		_
	負債性資本調達手段等		_
	自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げるもの		_
	自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの		
	補完的項目不算入額(△)		583
	======================================	(B)	9,128
準補完的項目	短期劣後債務	- (-)	
十冊元二十八二	· 準補完的項目不算入額(△)		
	計	(C)	
自己資本総額	(A)+(B)+(C)	(C)	80,582
	・ (ス)	(D)	- 00,302
控除項目			
	自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
	自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの		
	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又は		_
	クレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び		50
	信用補完機能を持つI/ Oストリップス(自己資本比率告示第247条を準用する場合を含む。)		50
	控除項目不算入額(△)		-
	計	(E)	50
自己資本額	(D)-(E)	(F)	80,532
リスク・	資産(オン・バランス)項目		620,926
アセット等	オフ・バランス取引等項目		9,971
	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	-	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		16,981
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に		
	25.0を乗じて得た額		_
	25.0°C米UC符/CBR	(G)	647,879
出体松配曲白-	: 5  資本額((G)に4%を乗じた額+自己資本控除額)	(0)	25,965
			20,905
	示第40条第2項に掲げるものの基本的項目に対する割合(H)/(A)		10.40
	(率(国内基準)(F)/(G)	-	12.43
参考.ⅡerⅡ比率	:(国内基準) (A)/(G)		11.02

### 北九州銀行(単体) 平成26年度中間期

平成26年度中間期 (単位:百万円·%)

TIX.20平区中间附		経過措置による
項 目		インドラ インドラ インドラ インド インド インド インド インド インド・イン イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ
コア資本に係る基礎項目 (1)		1977(0)
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	73,097	l
うち、資本金及び資本剰余金の額	10.000	
うち、利益剰余金の額	63,097	
うち、自己株式の額(△)	- 05,037	
うち、社外流出予定額(△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,551	
うち、一般貸倒「当金コア資本算入額	3,551	
うち、適格引当金コア資本算入額	<u>3,331</u> –	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,078	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	81,727	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	_	1,033
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	_	1,033
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	546
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		_
特定項目に係る十パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、 に一ケーフ・ケーニンフケ・ラインに 除る無形の回た 負達に 関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ):	81,727	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	670,828	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,770	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,033	
うち、繰延税金資産	_	
うち、前払年金費用	546	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		T
うち、上記以外に該当するものの額	1,190	
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	,,,,,,,	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	17,646	
信用リスク・アセット調整額		
オペリーショナリルリフク相当領国整領		
	688 475	
オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセット等の額の合計額 (二) 自己資本比率	688,475	

## 自己資本の充実の状況(単体・定量的情報)

1.自己資本の充実度に関する事項 (1)信用リスクに対する所要自己資本の額(第10条第4項第1号イ) <資産(オン・パランス)項目>

(単位:百万円)

		(参考)告示で定める	平成25年度中間期		平成26年度中間期		
	項 目	リスク・ウェイト(%)	エクスポージャーの 中間期末残高	所要自己資本の額	エクスポージャーの 中間期末残高	所要自己資本の額	
1	現金	0	8,759	-	8,153	-	
2	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	44,571	-	63,864	-	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	_	1	_	-	
4	国際決済銀行等向け	0	_	1	_	-	
5	我が国の地方公共団体向け	0	41,881	-	59,217	-	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	_	-	_	-	
7	国際開発銀行向け	0~100	_	ı	_	_	
8	地方公共団体金融機構向け	10~20	_	ı	299	_	
9	我が国の政府関係機関向け	10~20	7,009	28	7,620	28	
10	地方三公社向け	20	8,260	6	8,927	4	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	12,833	94	16,890	128	
12	法人等向け	20~100	412,661	15,000	433,380	15,623	
13	中小企業等向け及び個人向け	75	99,351	2,668	116,102	3,171	
14	抵当権付住宅ローン	35	4,335	60	3,762	52	
15	不動産取得等事業向け	100	137,830	5,360	149,999	5,826	
16	三月以上延滞等	50~150	10,353	72	10,742	32	
17	取立未済手形	20	_		-	-	
18	信用保証協会等による保証付	0~10	54,518	106	50,012	109	
19	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	_		-	-	
20	出資等	100~1250	9,153	366	9,285	371	
	うち出資等のエクスポージャー	100	9,153	366	9,285	371	
	うち重要な出資のエクスポージャー	1250			-	-	
21	上記以外	100~250	25,063	1,002	22,264	964	
	うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通	250				_	
	株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250			_	_	
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	250			1,214	121	
	うち上記以外のエクスポージャー	100	25,063	1,002	21,069	842	
22	証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	_	-	-	-	
	うち再証券化	40~1250	_	-	-	-	
23	証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	1,810	71	2,302	95	
	うち再証券化	40~1250	_	-	-	-	
24	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、						
	個々の資産の把握が困難な資産	_		_	1	0	
	合 計		878,392	24,837	962,828	26,410	

(単位:百万円) <オフ・バランス項目>

			平成25年	度中間期	平成26年度中間期		
	項 目	掛目(%)	与信相当額 (信用リスク削減効果適用前)	所要自己資本の額	与信相当額 (信用リスク削減効果適用前)	所要自己資本の額	
	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	_	_	-	-	
	原契約期間が1年以下のコミットメント	20	434	13	572	16	
	短期の貿易関連偶発債務	20	127	4	120	4	
4	特定の取引に係る偶発債務	50	1,929	75	2,018	79	
	うち経過措置を適用する元本補てん信託契約	50	_		-	_	
5	NIF又はRUF	50	_	_	-	-	
6	原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,397	94	1,363	71	
7	信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	3,034	103	3,215	108	
	うち借入金の保証	100	262	10	107	2	
	うち有価証券の保証	100	200	8	-	-	
	うち手形引受	100	_	I	-	-	
	うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約	100	_	ı	-	-	
	うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供	100	_	ı	-	-	
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	100	_	-	-	_	
	先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	_		-	_	
	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	24,778	12	24,727	11	
11	派生商品取引	_	7,106	144	5,148	84	
	(1)外為関連取引	_	7,034	142	5,053	82	
	(2)金利関連取引	_	71	1	94	2	
	(3)金関連取引	_	_	-	-	_	
	(4)株式関連取引	_	_	-	-	_	
	(5)貴金属(金を除く)関連取引	_	_		-	-	
•	(6)その他のコモディティ関連取引	_	_		-	-	
	(7)クレジット・デリバティブ取引						
	(カウンター・パーティー・リスク)	_	_	_	-	-	
	一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)	_	_	ı	-	-	
	長期決済期間取引	_	_	ı	-	-	
13	未決済取引	-	_	ı	-	-	
14	証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な	0~100	_		_		
	サービサー・キャッシュ・アドバンス	U~100	_		_	_	
15	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	_	_	-	-	
	合 計		38,809	448	37,165	376	

<CVAリスク相当額及び中央清算機関関連> (単位:百万円)

	平成25年	度中間期	平成26年度中間期	
項 目	エクスポージャーの 中期期末残高	所要自己資本の額	エクスポージャーの 中期期末残高	所要自己資本の額
1 CVAリスク相当額			4,200	46
2 中央清算機関関連			-	-
合 計			4,200	46

%所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額に調整項目に相当する額を加算して記載しております。

#### (2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(第10条第4項第1号ホ)

(単位:百万円)

項 目	平成25年度中間期	平成26年度中間期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	679	705
うち基礎的手法	_	_
うち粗利益配分手法	679	705
うち先進的計測手法	_	_

(注)オペレーショナル・リスクの算出には粗利益配分手法を採用しております。

#### (3)単体総所要自己資本額(第10条第4項第1号へ)

(単位:百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
単体総所要自己資本額	25,965	27,539

2. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項 (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (第10条第4項第2号 (単位:百万円)

			平成25年	度中間期					平成26年	度中間期		FIX:0/11 1/
地域		信用リスクエク	スポージャー中					信用リスクエク	フスポージャー中	間期末残高		
業種		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外の		デリバティブ		三月以上延滞		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外の		デリバティブ		三月以上延滞
残存期間		ティブ以外の オフバランス取引	債 券	取引	その他	エクスポージャー		ティブ以外の オフバランス取引	債 券	取引	その他	エクスポージャー
山口県	_	-	_	_	/	-	_	_	_	-	/	-
広島県	-	-	_	_	/	-	_	1	_	-		-
福岡県	695,521	691,368	_	4,152	/	9,086	753,240	750,812	_	2,427	/	9,516
その他の国内	102,779	96,059	3,766	2,954		1,266	110,790	99,281	8,794	2,714		1,226
国内計	798,300	787,427	3,766	7,106		10,353	864,031	850,094	8,794	5,142		10,742
国外計	343	343	_	_	/	-	1,095	1,088	_	6		-
地域別計	906,187	787,771	3,766	7,106	107,542	10,353	988,406	851,183	8,794	5,148	123,280	10,742
製造業	107,901	106,278	_	1,623	/	3,270	111,793	110,773	95	925		3,291
農·林業	911	911	_	-	/	_	813	813	_	-	/	-
漁業	917	917	_	_	/	_	1,593	1,593	_	_	/	-
鉱業	2,330	2,330	-	_	/	-	2,627	2,627	_	_	/	_
建設業	33,680	33,035	_	645	/	2,277	35,867	35,686	50	130		2,185
電気・ガス・熱供給・水道業	29,167	29,167	_	_	/	-	31,356	31,346	_	10	/	-
情報通信業	5,676	5,676	_	_	/	-	5,765	5,765	_	-	/	_
運輸業	48,486	47,446	808	231	/	1,210	52,365	51,031	1,220	112	/	1,996
卸·小売業	155,286	153,419	_	1,867	/	1,583	158,887	157,137	380	1,370	/	1,575
金融·保険業	41,771	39,042	1	2,726	/	-	44,594	41,692	315	2,586		-
不動産業	147,786	147,786	_	_	/	890	158,981	158,730	250	1		633
各種サービス業	116,414	116,402	1	10	/	926	122,371	122,161	200	10		846
国·地方公共団体	41,881	38,927	2,954	_	/	-	62,246	55,963	6,283	-	/	-
個人	66,431	66,430	_	1	/	193	75,860	75,859	_	1	/	215
 その他	0	0	_	_	/	-	0	0	-	-	/	_
業種別計	906,187	787,771	3,766	7,106	107,542	10,353	988,406	851,183	8,794	5,148	123,280	10,742
1年以下	251,480	250,029	469	981	/	/	259,618	258,476	_	1,141	/	7
1年超3年以下	72,262	69,140	_	3,121	/	/	78,653	76,013	250	2,389	/	/
3年超5年以下	104,142	101,557	188	2,396	/	/	105,658	103,440	926	1,291	/	/
5年超7年以下	48,864	47,751	524	588	/	/	62,507	59,812	2,400	295		/
7年超10年以下	93,306	90,705	2,583	18	/	/	92,635	90,515	2,089	30		
10年超	226,265	226,265	_	_	/	/	264,090	260,962	3,128	-		
期間の定めのないもの	2,321	2,321	_	-	/	/	1,962	1,962	_	-		
残存期間別計	906,187	787,771	3,766	7,106	107,542	V 1	988,406	851,183	8,794	5,148	123,280	
**1   まには 川溶体豆が玉光ルテク		+0171										

- ※1.上表には、出資等及び証券化エクスポージャーを含んでおりません。
  2.信用リスクエクスポージャー中間期末残高のその他には、有形固定資産などのその他の資産及び複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド等)を計上しております。
  3.オフ・パランス取引は、デリパティブ取引を除いております。又、有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入の中間期末残高は、その他に計上しております。
  4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを指します。
  5.本部において管理している国債等の国内債券については、「地域別」では「その他の国内」に含めております。

#### (2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額(第10条第4項第2号二)

(単位:百万円)

		平成25年度中間期		平成26年度中間期			
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高	
一般貸倒引当金	4,822	△ 190	4,632	4,398	△ 847	3,551	
個別貸倒引当金	12,523	202	12,725	12,468	△ 64	12,404	
特定海外債権引当勘定	_	ı	_	_	_	_	
	17,345	12	17,358	16,867	△ 912	15,955	

#### (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		平成25年度中間期		平成26年度中間期				
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高		
山口県	_	_	_	-	_	_		
広島県	_	_	_	I	-	-		
福岡県	10,942	233	11,176	11,023	△ 12	11,011		
その他の国内	1,580	△ 31	1,549	1,445	△ 52	1,392		
国内計	12,523	202	12,725	12,468	△ 64	12,404		
国外計	_	_	_	I	-	_		
地域別計	12,523	202	12,725	12,468	△ 64	12,404		
製造業	4,200	△4	4,196	3,776	△ 45	3,731		
農·林業	_	_	_	_	_	_		
漁業	-	-	-	-	-	-		
鉱業	_	-	_	_	_	_		
建設業	2,453	24	2,477	2,460	△ 78	2,382		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	-	_	_	_	_		
情報通信業	_	-	_	_	_	_		
運輸業	1,850	127	1,977	2,027	△0	2,027		
卸·小売業	1,851	△ 83	1,768	1,824	△ 20	1,804		
金融·保険業	_	-	_	-	-	_		
不動産業	894	178	1,073	1,114	18	1,133		
各種サービス業	1,036	△ 20	1,015	1,050	59	1,110		
国·地方公共団体	_	-	-	-	-	-		
個人	234	△ 18	216	214	1	215		
その他	_	-	-	_	-	_		
業種別計	12,523	202	12,725	12,468	△ 64	12,404		

#### (3)業種別の貸出金償却の額(第10条第4項第2号ホ)

		(单位:日月日)
業種	平成25年度中間期	平成26年度中間期
製造業	87	_
農·林業	_	-
漁業	-	_
鉱業	-	-
建設業	_	52
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	-	-
運輸業	4	_
卸・小売業	_	114
金融·保険業	-	-
不動産業	116	-
各種サービス業	_	25
国·地方公共団体	-	-
個人	_	-
その他	_	_
業種別計	208	192

※貸出金償却実績は、直接償却実施額を記載しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー(第10条第4項第2号へ)

	(十四:日/기								
	平成25年	度中間期	平成26年	度中間期					
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし					
0%	-	155,124	-	187,450					
10%	-	37,255	-	37,901					
20%	16,475	1,474	19,978	2,880					
30%	-	-	_	_					
35%	-	4,335	-	3,762					
40%	-	-	-	_					
50%	41,132	8,982	48,039	10,189					
70%	-	-	-	-					
75%	-	91,368	-	108,132					
90%	-	-	-	_					
100%	2,019	546,769	2,396	566,143					
110%	-	_	-	_					
120%	-	-	-	-					
150%	-	1,051	-	202					
200%	-	199	_	25					
250%	-	-	_	1,254					
350%	-	-	-	_					
自己資本控除又は1250%	-	-	_	49					
合 計	59,627	846,560	70,413	917,992					

※1.格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。

#### 3.信用リスク削減手法に関する事項

(1)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(第10条第4項第3号) (単位:百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
現金及び自行預金担保	13,419	12,617
金	-	-
適格債券	-	-
適格株式	2,903	3,448
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保 合計	16,322	16,066
適格保証	21,844	25,940
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ 合計	21,844	25,940

※1.上記の額は信用リスク削減手法の効果が勘案された部分を記載しております。 2.ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合 は、当該上方調整額に相当する額を減額した額を記載しております。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関す

- (1)与信相当額の算出に用いる方式(第10条第4項第4号イ) カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
- (2)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (第10条第4項第4号ロ・ハ・ニ・ヘ)

(単位:百万円)

	(羊位:白/川 )/
	平成25年度中間期
グロス再構築コストの合計額	3,511
ネッティング効果及び担保による	7.106
信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	7,106
派生商品取引	7,106
外国為替関連取引及び金関連取引	7,034
金利関連取引	71
株式関連取引	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_
その他のコモディティ関連取引	_
クレジット・デリバティブ	_
長期決済期間取引	_
ネッティング効果勘案額	_
ネッティング効果勘案後で担保による	7.106
信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	7,106
担保による信用リスク削減手法の額	1,308
ネッティング効果及び担保による	5.797
信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	5,797
	(単位:百万円)
	平成26年度中間期
グロス再構築コストの合計額	1,910
ネッティング効果及び担保による	F 1.10
信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	5,148
派生商品取引	5,148
外国為替関連取引及び金関連取引	5,053
金利関連取引	94
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-
7 A /L A	_
その他のコモディティ関連取引	
	-
	-
クレジット・デリバティブ 長期決済期間取引 ネッティング効果勘案額	- - -
クレジット・デリバティブ 長期決済期間取引 ネッティング効果勘案額 ネッティング効果勘案後で担保による	- - - - -
クレジット・デリバティブ 長期決済期間取引 ネッティング効果勘案額	5,148
クレジット・デリバティブ 長期決済期間取引 ネッティング効果勘案額 ネッティング効果勘案後で担保による	5,148 948
クレジット・デリバティブ 長期決済期間取引 ネッティング効果勘案額 ネッティング効果勘案後で担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	-, -

- ※1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額については、上記の記載から除いております。但し、CSA契約の対象となる取引については、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引も与信相当額に含めております。
- 2.清算機関との間で成立している派生商品取引で、日々の値洗いにより担保で保全 されているものについては、上記の記載から除いております。
  3.グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。
- (3)信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額(第10条第4項第4号ボ) (単位·百万円)

担保の種類	平成25年度中間期	平成26年度中間期
現金及び自行預金担保	1,358	972
適格債券	_	-
適格株式	_	_
合 計	1,358	972

- ※「担保の額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。
  - (4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本(第 10条第4項第4号ト) 該当ありません。
  - (5)信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デ リバティブの想定元本(第10条第4項第4号チ) 該当がありません。

<sup>2.</sup>格付の有無は、リスク・ウェイトの判定における格付使用の有無を指します。

#### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項(第 10条第4項第5号イ) 該当ありません。

- (2)銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項(第10条第 4項第5号口)
  - ①投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(第10条第4項第5号口(1))

【オン・バランス取引】

(単位:百万円)

	平成25年	度中間期	平成26年度中間期		
ぶ貝注り/怪規列	残 高	うち再証券化	残 高	うち再証券化	
住宅ローン債権	_	-	_	-	
自動車ローン債権	_	_	_	_	
小口消費者ローン債権	_	-	_	_	
クレジットカード与信	_	-	_	_	
リース債権	_	_	_	_	
事業資産	1,810	-	1,564	_	
不動産	_	-	737	_	
不動産を除く有形資産	_	-	_	_	
事業者向け貸出	_	_	_	_	
売上債権	_	-	_	_	
その他の資産	_	_	_	_	
合 計	1,810	_	2,302		

【オフ・バランス取引】

(単位:百万円)

	平成25年	度中間期	平成26年	度中間期
	残 高	うち再証券化	残 高	うち再証券化
住宅ローン債権	_	-	_	-
自動車ローン債権	_	_	_	-
小口消費者ローン債権	_	-	_	_
クレジットカード与信	_	_	_	_
リース債権	_	-	_	_
事業資産	_	-	_	_
不動産	_	_	_	_
不動産を除く有形資産	_	-	_	_
事業者向け貸出	_	_	_	_
売上債権	_	-	_	-
その他の資産	50	_	_	_
合 計	50	_	_	_

②保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(第10条第4項第5号ロ(2))

【オン・バランス取引】

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期			阴		
リスク・ウエイト	残高	所要自己	うち再	証券化	残高	所要自己	うち再	うち再証券化	
	沈回	資本の額	残高	所動ご賞40額	况回	資本の額	残高	腰記貨物額	
0%	_	_	_	_	_	_	_	_	
10%	_	_	_	_	_		_	_	
20%	_	_	_	_	_	_	_	_	
40%	_	_	_	_	_	_	_	_	
50%	_	_	_	_	_	_	_	_	
100%	1,792	71	_	_	2,284	91	_	_	
200%	_	_	_	_	_	_	_	_	
225%	_	_	_	_	_	_	_	_	
350%	_	_	_	_	_	_	_	_	
650%	_	_	_	_	_	_	_	_	
自己資本控除又は1250%	17	_	_	_	17	4		_	
合計	1,810	71	_	_	2,302	95	_	_	

【オフ・バランス取引】

(単位:百万円)

	平成25年度中間期			Z	平成26年	度中間	钥	
リスク・ウエイト	残高	残高 所要自己		再証券化 程		所要自己 資本の額	うち再証券化	
	기치미	資本の額	残高	所對己資本の額	残高	資本の額	残高	腰門費如額
0%	_	_	_	_	_	_	_	_
10%	_	_	_	_	_		_	_
20%	_	_	_	_	_	-	_	_
40%	_	_	_	_	_	_	_	_
50%	_	_	_	_	_	_	_	_
100%	_	_	_	_	_	_	_	_
200%	_	_	_	_	_	_	_	_
225%	_	_	_	_	_	_	_	_
350%	_	_	_	_	_	_	_	_
650%	_	_	_	_	_	_	_	_
自己資本控除又は1250%	50	50	_	_	_	_	_	_
合 計	50	50	_	_	_	_	_	_

③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(第10条第4項第5号口(3)) (単位百万円)

	(+E-0/)1 i)				
原資産の種類別	平成25年度中間期	平成26年度中間期			
住宅ローン債権	_	_			
自動車ローン債権	_	_			
小口消費者ローン債権	_	_			
クレジットカード与信	_	_			
リース債権	_	_			
事業資産	17	17			
不動産	_	_			
不動産を除く有形資産	_	_			
事業者向け貸出	_	_			
売上債権	_	_			
その他の資産	50	_			
合 計	67	17			

- ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳(第10条第4項第5号ロ(4))該当ありません。
- ⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額(第10条第4項第5号ロ(5)) 該当ありません。
- (3)銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の 算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項(第10条第4項 第5号ハ) 該当ありません。
- (4)銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項(第10条第4項第5号ニ) 該当ありません。

#### 6.銀行勘定における出資等に関する事項

(1)中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額(第10条第4項第7号イ)

出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成25年度中間期 平成26年度中間期			度中間期
	中間貸借 対照表計上額	時価	中間貸借 対照表計上額	時 価
上場している出資等の 中間賃借対照表計上額	16,098		16,727	
上記に該当しない出資等の 中間賃借対照表計上額	591		589	
合 計	16,689	16,689	17,316	17,316

※投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている出資等については、上表には記載しておりません。

上記のうち、子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
子会社·子法人等	_	-
関連法人等	_	_
合 計	_	_

(2)銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額(第10条第4項 第7号ロ)

(単位:百万円)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
売却損益額	5	_
償却額	_	16

- ※投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている出資等 に係る売却及び償却に伴う損益の額については、上表には記載しておりません。
  - (3)銀行勘定における出資等で中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額(第10条第4項第7号/ハ) (開始で5月11)

	平成25年度中間期			平成26年度中間期		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
その他 有価証券	9,214	16,689	7,475	9,285	17,316	8,031

- ※投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている出資等 に係る評価損益の額については、上表に含まれておりません。
  - (4)銀行勘定における出資等で中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額(第10条第4項第7号二)

銀行勘定における出資等で中間負借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益については、該当がありません。

# 7.銀行勘定における金利リスクに関して当行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額(第10条第4項第9号)

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金 利ショックに対する経済価値の増減額は、次のとおりとなります。

#### (北九州銀行単体)

	平成25年度中間期	平成26年度中間期
金利リスクのVaR	3,403百万円	4,587百万円
うち円金利	3,401百万円	4,579百万円
うち他通貨金利	3百万円	15百万円
信頼区間	99.9%	99.9%
保有期間	3ヵ月	3ヵ月

- ・要求払預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって 随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預
- ・他通貨金利のうち米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なこ
- ・18週頁並利のクライドの及びユーロスがの18週頁については、影響が軽減なととから200BPVにより測定しております。 ・なお、平成26年度の金利リスク合計については、平成25年度と同様、円金利と他通貨金利の相関係数を0.5として測定しております。